

# 防衛装備移転三原則について

DRC 研究委員  
橋本 英一

## 目次

	項 目	頁
	はじめに	1
1	策定の趣旨	3
	(1) 防衛装備移転三原則の意義	3
	(2) 防衛装備の適切な海外移転の意義	4
2	移転を禁止する場合の明確化	6
3	防衛装備の海外移転を認め得る案件	6
	(1) 平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合	7
	(2) 我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合	9
	(3) 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合	12
4	海外移転の厳格審査の視点	13
	(1) 厳格な審議の実施	13
	(2) 規制すべき装備品等（武器及び武器技術）の基準	16
	(3) 仕向先及び最終需要者の適切性	17
	(4) 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度	17
	(5) 国際輸出管理レジームのガイドライン等で総合的に判断	19
	(6) 我が国の安全保障貿易管理制度	20
5	適正管理の確保	21
6	審査にあたっての手続き	21
	(1) 防衛装備の海外移転に関わるアクター	22
	(2) 移転手続きの概要	22
	まとめ	25
	参考文献等	27

## はじめに

「防衛装備移転三原則」は、防衛装備の海外移転に関して、「武器輸出三原則等」に代わる新たな原則として、平成 26 年 4 月 1 日、閣議決定されたものである。

その策定の趣旨は、武器輸出三原則等は、平和国家として我が国が歩む中で、一定の役割を果たしてきたが、新しい安全保障環境に合わせるためには、時代にそぐわなくなった内容や、これまで個別に例外化措置で対処してきたことを改めて検討し、包括的に整理して、明確な原則として定める必要があったためとしている。

防衛装備移転三原則は、武器輸出の規制を緩和するものとして、歓迎または懸念する賛否両論の論議を醸し出している。

武器輸出には、安全保障と経済産業面から意義があるとみなされている。どちらに重きを置くかは、国の事情によって異なる。冷戦後の安全保障環境の変化に伴い、経済政策の一環として、重みを増す傾向にあり、なかには大量破壊兵器を含め、兵器輸出を外貨獲得の最優先手段とする国家もある。

今日、多くの先進諸国は、安全保障貿易管理に取り組む一方で、武器輸出を経済政策の一環として、積極的に推進している。我が国も「外国為替及び外国貿易管理法」に基づいて、物や技術の安全保障貿易管理に取り組んでいるが、武器及び武器技術については、経済的効果よりも、「平和国家の歩みを堅持する」ことを優先し、実質的には全面禁止としてきた。

この「平和国家の歩みを堅持する」ことは、今後も、我が国の安全保障や防衛のあり方に、強烈なバイアスとなって、常に、全ての行動を「抑制」する方向に作用するものとなる。

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、「【平和貢献・国際協力】や【安全保障】の【観点】から【積極的】な【意義】がある場合」、あるいは「【影響】が【極めて小さい】と判断される場合」と示されている。

防衛装備移転三原則の実効性を高めるため、今後は【 】で括った抽象的な文言を、客観的で具体的な審議・審査基準として行かねばならない。そのために最も肝腎なことは、論理的な思考を拒否する一切のバイアスやノイズを排除して取り組むことである。

安全保障貿易管理制度は、経産省所掌事務として、厳格に運用され、有効に機能している。従来、武器及び武器技術については、政府が個別に例外化措置を講じた場合を除き、経産省が直接関わることはなかった。しかし今後は、国家安全保障会議で審議され、海外移転を認め得るとされた案件については、外為法に基づき経産省で審査することに

なる。

防衛装備移転三原則は、これまで政府が個別に例外化措置した案件については、直接、経産省が審査するものとし、実績のないものについては、国家安全保障会議で審議した後、経産省で審査することとしている。

武器輸出の規制緩和は、防衛生産・技術基盤を維持するための、防衛政策上の有効な選択肢の一つとみなされている。この観点で、防衛装備移転三原則は、どう応えようとしているのだろうか。今後、それを反映する余地は何処にあるのだろうか。本稿はそのことを主に考察するものである。

本稿の構成は、防衛装備移転三原則及び同運用指針の構成を参照としている。

## 1 策定の趣旨

### 要旨

- (1) 我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、国家安全保障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。
- (2) 防衛装備の適切な海外移転の意義
  - ① 平和貢献・国際協力の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するもの
  - ② 米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するもの
  - ③ 我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するもの
- (3) 防衛装備の移転の管理  
防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、責任ある形で防衛装備の移転を管理する

### (1) 防衛装備移転三原則の意義

「防衛装備移転三原則」は、武器輸出、すなわち防衛装備の海外移転に関して、「武器輸出三原則等」に代わる新しい原則として、平成 26 年 4 月 1 日、閣議決定されたものである。

防衛装備移転三原則が策定された背景と趣旨を整理すると次のようになる。

- ① 現在、我が国は、一層厳しさを増す安全保障環境下に置かれ、複雑で重大な国家安全保障上の課題に直面していること
- ② もはや我が国一国のみでは、我が国の平和と安全は確保できない。そのためには、国際社会と協力するという国際協調主義の観点で、地域や世界の平和の確保のために、より積極的に貢献することが不可欠であること
- ③ 国際社会も、我が国が国力にふさわしい形で一層の役割を果たすことを期待していること
- ④ 我が国は、国際社会の期待に応えるために、国家安全保障の基本理念を政策として具現化すること

- ⑤ そのような観点から、防衛装備の海外移転についても、これまでの政府の方針を改めて検討し、整理して、新たな安全保障環境に適合する明確な原則として定める必要があったこと

## (2) 防衛装備の適切な海外移転の意義

### ア 海外移転（武器輸出）の意義

防衛装備移転三原則は、防衛装備の適切な海外移転には「我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資する」という意義を認めている

武器輸出には、安全保障と経済産業の面から意義がある。どちらに重きを置くかは、国の事情によって異なる。大量破壊兵器を含む武器輸出を外貨獲得の最優先とする国から、経済政策の一環として通常兵器の輸出を積極的に推進する国、できるだけ制限を設け、あるいは禁止しようとする国まで様々である。

冷戦後の安全保障環境の変化に伴い、主だった先進諸国に共通して見られるのは、国防予算の削減である。予算の削減は、兵器開発・生産コストの高騰と相まって、兵器の調達量を減少させており、国防産業の存立に深刻な影響を与えている。加えて、これらの諸国は、世界市場における中国や韓国の台頭により、必ずしも堅調な経済状態にあるともいえない。国防上の問題解決と経済振興策の有効な選択肢として、既存の兵器はもとより最先端兵器までも対象として、輸出を促進するという状況にある。

我が国でも、防衛生産・技術基盤維持という防衛上の要求と、装備品等の最先端技術の開発は民生技術を大いに牽引するという産業振興上の期待からも、武器輸出に大きな関心が持たれている。産業界には武器輸出規制緩和を要望する声大きい。

防衛装備品は、一旦他国に移転されれば、その時点から我が国の脅威対象となり得る。それが第三国に移転され拡散すれば、我が国の防衛装備品を持つ予期しない国やテロ組織が脅威となる。さらに、移転された防衛装備は、世の常として、確実にリバース・エンジニアリングの対象となる。防衛装備品の設計・製造技術、設計思想、運用要求、運用構想にいたる開発プロセスにアクセスされ、引いては我が国の防衛能力の一端を開示することにもなる。防衛装備の海外移転には、仮に経済効果が極めて高いとしても、このような脅威や防衛能力の一端の開示をどの程度まで許容できるかが、防衛上の判断の大きな課題である。

### イ 防衛生産・技術基盤の維持と海外移転（武器輸出）規制緩和

我が国は工場というものを持たず、その役割を民間企業に依存している。役割を担う

企業を一般的に防衛産業と称しているが、我が国では防衛事業に専従する企業はない。そして一部を除くほとんどの企業は、民生事業によって経営が成り立っている。

我が国の防衛産業の顧客は、防衛省のみで、元来、装備品等の調達数量は限られたものとなっている。装備品等については、厳しい財政状況の中、調達数量の少なさからと、装備品等の技術の高度化に伴う単価の高騰が、さらに調達数量を減少するという悪循環に陥った状況にある。このままでは、防衛生産・技術基盤が維持できないとする危機感が産業界で高まっている。

しかしながら、産業界で高まっているこの危機感は、一部の分野を除き、企業経営上必至のものとは考えにくい。上述したように、我が国の防衛産業界には、防衛事業が企業存立に致命的であるという企業はそれほど多くないからである。我が国の防衛生産・技術基盤の維持は、防衛事業がビジネスとして魅力を失えば、何時でも撤退し得るといえる。現に、防衛事業から撤退、あるいはそれを表明している企業もある。

国内受注量の減少を国外輸出で補い、防衛事業での売り上げを確保したいとする要望を、防衛産業界の身勝手な要望と見てはならない。防衛生産・技術基盤が、我が国の防衛力発揮基盤であるとするれば、その維持に対する危機感は、国にとっての危機である。装備品等の海外移転を、防衛生産・技術基盤を維持する上で、有効な防衛政策の選択肢の一つとして、捉えるべきことなのである。

## ウ 武器と装備品等

防衛装備移転三原則は、武器及び武器技術を「防衛装備」としており、武器は、「輸出貿易管理令 別表第1の1の項」(2)に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもので、武器技術とは「武器の設計、製造又は使用に係る技術」と定義している。

その対象は、我が国の保有する防衛装備である。防衛省では、防衛装備を「国有財産」と「物品」の観点から、「装備品等」と総称し、「装備品、船舶、航空機、食糧、その他の需品」としている。また、この装備品等においては、防衛装備移転三原則で定義するような武器の定義はなく、武器は一部の装備品を対象として定義されているに過ぎない。

また、装備品等はそれらの運用や管理、担当業務の観点から様々に分類されているが、防衛装備移転三原則に示す「直接戦闘に供するもの」といった分類とはなっていない。

また、我が国の装備品等の取得方法としては、国産（国内開発、日米共同開発、ライセンス生産をいう。）及び輸入（一般輸入、FMS をいう。）があり、契約または秘密保

護上、調達先の国家や企業の合意なしで、勝手に第三国に装備品等を移転することができない装備品等が多く存在する。

以上のことから、装備品等の海外移転に当たっては、対象装備品等毎、個々について審議・審査していく必要がある。

## 2 移転を禁止する場合の明確化

### 要旨

- (1) 締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- (2) 国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
- (3) 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国）への移転となる場合

防衛装備移転三原則は、このように、先ず始めに移転を禁止する場合を明示している。しかし、これは、禁止に該当する場合以外は、禁止しないという意味でないことは、次の「防衛装備の海外移転を認め得る案件」から明らかである。

要旨(1)は、我が国と直接関わり合いがある場合は、禁止を独自で判断しなければならないことを示している。ここでの課題は、義務違反に抵触する具体的な行為等とその程度について、判断基準を策定することである。

(2)、(3)は、国連の決議や措置で明らかとなっており、禁止する場合は客観的であり、我が国が独自で判断する必要がないことを示している。

## 3 防衛装備の海外移転を認め得る案件

### 要旨

- (1) 平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合
  - ① 移転先が外国政府である場合
  - ② 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
- (2) 我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合
  - ① 同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産に関する海外移転
  - ② 同盟国等との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転  
・物品役務相互提供協定（ACSA）に基づく物品又は役務の提供

- ・米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供
  - ・米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供
  - ・安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転
- ③ 自衛隊を含む政府機関の活動（当該活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転
- (3) 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

### (1) 平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合

平和貢献・国際協力とは、我が国が行う国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処といった平和への貢献や国際的な協力をいう。積極的な意義があるとは、装備品等の海外移転が、移転先国や周辺地域、国際社会の平和と安定に役立つということである。

我が国は、国際平和協力法、国際緊急援助隊法及び各種特別措置法に基づき、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる。この観点で、防衛装備の海外移転を認めてもよいとする、積極的な意義とはどのようなことを指すのであろうか。

#### ア 我が国の平和貢献・国際協力

まず、我が国が採り組んでいる平和貢献・国際協力の概要を取り纏めると、次のようになる。

##### ① 国連平和維持活動（PKO）

国連平和維持活動（PKO）は、世界各地における紛争の解決のために国連が行う活動であり、停戦に伴う兵力引き離し・停戦監視、選挙の監視、文民警察の派遣、人権擁護、難民支援から行政事務の遂行、復興開発等多くの分野での活動を任務とするものである。

わが国では「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（いわゆる PKO 法）」に基づき、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動の協力について規定している。その具体的な業務内容として、停戦監視活動、選挙監視活動、医療活動、生活関連物資の支援等が示されている。

##### ② 国際緊急援助

国際緊急援助には、国際緊急援助隊の派遣（人的援助）、緊急援助物資の供与（物的援助）、緊急無償資金協力（資金援助）があり、いずれをおこなうかは、災害規模



や被災国等からの要請内容に基づいてなされる。国際緊急援助隊の派遣や緊急援助物資の供与の対象となるのは、自然災害であり、紛争起因災害は対象としていない。緊急無償資金協力については、自然災害や人為的災害に加え、紛争起因災害も対象としている。

わが国も、国際緊急援助隊チーム派遣により、被災者の救助活動、医療活動、援助物資等輸送活動、給水活動等の実績を有している。

自衛隊は、これまでに、PKO への協力をはじめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、旧イラク特措法に基づく活動ならびに旧テロ特措法に基づく活動及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。

### ③ 人道支援

人道支援とは、主要な国際機関等により「緊急事態またはその直後における、人命救助、苦痛の軽減、人間の尊厳の維持及び保護のための支援」と定義されている。我が国の外交の柱の一つである「人間の安全保障」の確保のための具体的な取組の一つで、緊急事態への対応だけでなく、災害予防・救援、復旧・復興支援等も含むものとしている。緊急事態とは、一般に紛争及び大規模災害発生など、生命、財産等に危険が急迫している状態をいう。

### ④ 国際テロ対策

国際社会におけるテロの脅威は依然として深刻であり、我が国もテロの標的の一つとして名指され、直接的な脅威が存在することは否定できない。我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが発生している状況にある。テロを撲滅、防止するためには、国内のテロ対策の強化、国際的な協力の推進、途上国等に対するテロ対処能力向上支援の取り組みが不可欠である。

我が国は、幅広くテロ対策の国際協力に参画しており、テロ対策特措法に基づく実地的な協力や、諸外国のテロ対処能力の強化に対する協力等を積極的に実施している。

### ⑤ 海賊対処

ソマリア沖・アデン湾での海賊の脅威は、依然として存在しており、船舶の航行安全上の問題となっている。我が国をはじめ、各国はこの地域の海賊対処を国際的に重要な課題と捉え、事案発生防止に取り組んでいる。

自衛隊は海賊対処法に基づき、護衛艦を派遣し、この海域を通行する船舶の護衛を実施するとともに、広大な海域における海賊対処をより効果的に行うため、哨戒機を派遣して監視警戒を実施している。

## イ 平和貢献・国際協力に積極的な意義のある装備品等の海外移転

平和貢献・国際協力には、紛争後の国家基盤の安定や社会の安定に必要な支援、あるいは大規模災害直後の救援活動といった事後に行うものと、国際テロや海賊の対処のように現在または将来に備えて行うものがある。

紛争後や災害直後といった不安定な状況や混乱した状況にあつて、必要な支援や救援活動に専念するためには、一方でその混乱をある強制力をもって抑え込む必要がある。我が国自らはこれを行うことは認めていないが、その必要に応じて装備品等の提供を要請される、次に示すような状況は十分に想定できる。

- ① 治安維持に必要な武器の警察や軍への提供
- ② 国連から派遣された他国軍に対する武器供与
- ③ 紛争後遺棄された武器、弾薬の安全化や処分に必要な装備品等の供与

しかし、国連の活動に従事していることや、その協力方法について我が国が自ら規定していること等から、②の場合で、緊急を要し他にとり得る手段がないと判断される以外、国連がその是非を判断し、必要ならば我が国に要求することで、我が国が独自で判断し行動することではない。国連の要請に基づく装備品等の海外移転には、積極的な意義があるとみなすことができる。

国際テロや海賊対処のように、現在または将来に備えて行う平和貢献・国際協力における装備品等の海外移転には、脅威の抑止、阻止、排除のための対処能力を補完するものと、専ら自己防護のための能力を補完するものがある。いずれも、国際テロや海賊に対する協力関係の構築や強化につながり、我が国や支援対象国、周辺地域の平和と安全に役立つものとみなすことができる。

## (2) 我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合

安全保障の観点とは、国家安全保障戦略に示す「我が国の国益」を守り、「国家安全保障の目標」の達成を図るという観点である。積極的な意義があるとは、装備品等の海外移転が、我が国のみならず、移転先国や周辺地域、国際社会の安全保障に役立つということである。

### ア 安全保障の観点からの国家関係

安全保障の観点における国家関係には、敵、味方、中立、そのいずれでもない、という四つの関係を考えることができる。

敵とは、何らかの紛争の火種を持ち、国家間がギクシャクしている関係にあるものを

含め、自分に害をなすものをいう。例えば、領有権をめぐる争いが現に存在するとか、平気で内政干渉するとか、領海・領空を頻繁に侵犯したりする国をいう。また国際法を尊重せず、力による一方的な現状変更を図る動きや、軍事力を背景とした恫喝や示威行動、海洋での自由航行の妨害を平気でやるような国をいう。このような国とは、不測事態に至ることを防止するという観点で、安全保障協力関係の構築をめざし、対話や交流を促進し、信頼性醸成を図らなければならない。

味方とはいわゆる友好国で、いざという時に約束を守り、共に行動することが期待できる国をいう。これらの国とは共に行動することを約束するという観点で、安全保障協力関係の構築を目指す必要がある。

中立とは敵、味方のどちらにも与しないことを表明する国家をいう。中立であることを確認するという観点で、安全保障協力関係を構築する必要もあり得る。

いずれでもないとは、状況や条件によっては敵でも味方にでもなり得るという関係である。国際社会においては、中立宣言国以外のほとんどの国がこの関係にあるといえる。この観点から、安全保障協力関係をどこの国とでも結ぶということはそう簡単ではないし、協力関係が永続すると決めつけることも正しいとは言えない。

## イ 安全保障の協力関係

安全保障の協力関係にあるとは、次のようなことだといえる。

- ① 安全保障条約に基づく同盟関係にある
- ② 安全保障に関わる何らかの約束を取り交わしている
- ③ 安全保障の協力のための交流や対話が活発である

## ウ 協力関係を結び得る国の要件

我が国の安全保障を確固たるものにするには、敵を減らして味方を増やすことで、力関係で相対的に敵を上回ることである。味方になり得る国の要件を整理すると次のようになる。

- ① 日米同盟の貢献を享受できること
- ② 同盟関係を構築しようとする意志を持つこと
- ③ 我が国と、共通の脅威を認識、国際公共財に対する利害が一致する等、戦略的利益を共有できること

- ④ 領有権や権益等をめぐる対立がなく、政治、経済、外交、文化等、様々な分野での繋がりが強く、交流が活発で、様々な協定等を結ぶなど、友好的な関係にあること
- ⑤ 我が国と普遍的価値共有でき、国際社会の平和と安定のための国際的努力へ、現に協力して取り組み、積極的に寄与していること
- ⑥ 地球規模課題解決のために現に協力し取り組んでいること

## エ 国際共同開発・生産

今日、国際社会は、先進装備品の開発には、技術的にも経費的にも、もはや一国ではなし得ないという極めて厳しい現実に直面している。同盟国や友好国の高い技術を活用しつつ、開発・生産コストを抑制することを目指す、国際共同開発・生産が大きな潮流となっている。

国際共同開発・生産には、開発コストの低減、開発リスク分散による企業経営基盤の強化や、先端技術へのアクセス及び取得による技術基盤の強化、同盟国・友好国という市場の拡大による生産基盤の強化、装備品運用基盤の強化につながるメリットがあると考えられる。

我が国は、同盟関係にある米国との共同開発・生産を主に取り組んで来たが、今後は、欧州諸国やアジア太平洋諸国等と取り組むこともありうる。そのためには、我が国と同盟関係にある米国であっても、必要な合意や取極めを締結していることや、研究・開発テーマを発掘し、選択して決定するための仕組みや体制、すなわち装備技術に関する情報交換や技術者交流、定期協議等が確立されていること、さらに「対米武器・武器技術供与取極」という装備品等の海外外移転の取極めを結んでいることを念頭に置いて、取り組まなければならない。同様の取組みや取極めが不可欠である。

国際共同開発・生産は、装備品等の海外移転の問題と不可分で、我が国が国際共同開発・生産のメリットを最大限に享受しようとするれば、必ず装備品等移転三原則が大きく立ちはだかることになる。このことから、共同研究・開発及び生産に際しては、共同する相手国の国家戦略、国家安全及び国防戦略、経済戦略等を絶えず分析して見極めることが必要である。

日米共同研究・開発における取極等について、表 3.1 に示す。

表 3.1 日米共同研究・開発における取極等

共同研究・開発の根拠	日米相互防衛援助協定 (MDA) に基づき、防衛装備・防衛技術協力の一環
共同研究・開発項目の発掘、選択、決定	情報交換協定 (DEA) に基づく日米の研究・開発関係者による技術資料及び情報交換のための会議
	防衛科学技術者交流プログラム (ESEP) に基づく防衛科学技術者交流等
	装備技術に関する定期協議 (S&TF) で合意されて決定
取極や覚書等の締結	相互防衛援助協定に基づく日本と米国との共同研究 (又は開発) に係る取極
	取極に基づく防衛省と米国防省との実施細目取極
	実施細目取極に基づく日米防衛当局にて締結する了解覚書 (MOU)
	対米武器・武器技術供与取極

オ 安全保障上、装備品等の海外移転が役立つ場合とは

安全保障の目標は平和で安定し、繁栄する社会を構築することであり、そのためには、社会から対立や紛争が根絶されなければならない。しかしながら、国際社会において、紛争の原因となる問題は、領土、資源、人口、食糧、経済、軍事、貧富、民族、宗教、文化、思想等、数多ある。国際社会における国家関係は、これらの状況や条件によって、敵でも味方にでもなり得る。

また、自由運動するものは、相互に干渉し、摩擦を生じ、衝突することからすれば、国際社会における国家活動のすべては、何らかの対立を生み、紛争の原因となり得る。

そして、これらの対立や紛争に、国内統治上の思惑が作用し、それをさらに助長し先鋭化していく。国内統治上の思惑とは、国内問題の解決を国際協調に優先させて、政権の存続を図ることである。国際社会と協調するためには、国内での利害を調整しなければならない。この調整に失敗すれば、国を統治する地位と権力を失うことにもなる。政権を存続させるために、よく使われる手は、国内の不平不満の原因は国外にあるとし、特定国を国際社会や自国との協調を拒む元凶として、その方向に世論を扇動することである。野心や欲望、人間の非合理性が国内統治上の思惑に作用する限り、対立や紛争をなくすことはできない。

グローバル社会は、国家間の相互依存を深め、世界のどこかで発生したことが、瞬

時に、我が国の安全保障に影響を及ぼし得る。何ら関係のないと見える出来事が、我が国にとって極めて深刻な影響を及ぼす可能性があり、これを避けることは至難である。誰かと協調することは、誰かを敵にまわすことでもある。装備品の海外移転は、我が国と移転先国家の安全保障に意義あるものとしても、何処か他の国にとっては、脅威となり、緊張を生み出すものかもしれないのである。

以上のことから、防衛装備の海外移転が、安全保障の何にどのような影響を与え、どう役立つかを見極めることは、極めて難しいことである。従来、政府が個別に例外化措置を講じてきたとすることは、同盟国米国に対するものが主であって、国際社会に与える影響を考える必要がなかった。今後は、表 6.1 に示すアクターが、徹底的に分析・検討して、その効用と影響を明らかにしなければならない。そのためにも、客観的で具体的な基準を定めておくことが不可欠である。

### (3) 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

(2)と同様、影響が極めて小さいと、どう判断するのか、その基準を示すことは極めて難しいが、判断を有耶無耶にしないためには不可欠なことである。

## 4 海外移転の厳格審査の視点

### 要旨

#### (1) 仕向先及び最終需要者の適切性

- ① 仕向国・地域が国際社会と我が国の安全保障にどのような影響を与えているか
- ② 最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等

#### (2) 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

- ③ 防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術か）
- ④ 目的外使用及び第三国移転の可能性等

#### (3) 最終的な移転の認否は、国際輸出管理レジームのガイドライン等を踏まえ総合的に判断

### (1) 厳格な審議の実施

#### ア 審議基準

防衛装備移転三原則は、認め得る場合を限定し、厳格に審査するとしている。何が何でも積極的にやろうとするものでなく、やむを得ずといった感が強い。装備品等の海外

移転に、積極的、解放的か、それとも消極的、抑制的か。取り組む基本的な姿勢は、爾後の業務遂行に大きく影響する。

ここで問われているのは、移転案件を防衛装備移転三原則に照らして、その意義と可否を見極めることである。積極的か否かではなく、いかに論理的、客観的に取り組むかである。意思決定者の状況判断を誤らせない分析・検討を行うことにある。

直感や先入観、思惑や願望、他からの圧力といったバイアスや雑音を排する姿勢は、論理的思考の前提である。現実的にこの姿勢を保つのは、言うは易く行うことは極めて難しい。バイアスや雑音の影響から逃れる有効な方法は、あらかじめ、基準を設定し、明示しておくことである。基準は、申請の際に迷いを生じさせ、審議・審査の際に曖昧でいかようにも解釈できるようなものであってはならない。審議・審査に参画するアクターがあらゆる可能性について、分析・検討でき、評価できる具体的で細部にわたる基準であることが求められる。

基準を策定することは、外交政策や産業経済政策等と防衛政策をつなぐ上でも、極めて重要なことである。政治と軍事のあり方については、古来より試行錯誤されており、様々な物語を作り出している。その多くは、政治の思惑や失敗を軍事に負わせ、軍事の失敗は、その責任を政治が軍事に対し徹底的に追及し、政治自らが負うことはないといったものである。

今日、政治と軍事のあり方は、政治が軍事に優先するというシビリアン・コントロールの原則が、欧米諸国では大勢を占めている。優先するというのは、二者択一せざるを得ない究極の場合において、そうするという意味でとらえるべきであり、そこに至るまでは、政治も軍事の領域を超えて、あらゆる観点から、客観的な分析・検討に取り組むことが求められる。この領域を超えて取り組むためのよりどころとなるのが基準である。もとより、基準は完璧のものとはなり得ないし、詳細で具体的としても、現実の出来事に適用することはなかなか困難である。

また、議論を尽くすといっても、「この場合はどうする。この場合は・・・」といった論議に人は大抵嫌気を催す。だから、政治は軍事に優先するといった極めて大きな枠で縛り、その時々で判断することにするのである。何をもってそうするのか不明のまま、平和貢献・国際協力の観点から意義があるとの一言で、あるいは、安全保障上意義がないとの一言で片づけられて良いものでは決してないのである。

イ 全体で取り組むことの意義

国家安全保障戦略では、NSC を司令塔として、様々な国家安全保障上の課題に対して、政府全体として取り組むと謳われている。しかし、この全体として取り組むという意味は、関係する省庁が全部参加するということではない。

ほとんどの場合、参加するメンバーの所掌業務と案件に対する関連の深さは様々で、力関係や発言力も異なる。したがって必ず、関連が深く力の強い誰かが、イニシアチブをとることになる。

そこでの結論は、イニシアチブをとる者の考える方向に、誘導される可能性が高い。参加するメンバーにとっての関心事は、自分の所掌する範囲での利害であることと、それを放れて、縦割りで専門性の高い他メンバーの所掌業務に対して、発言する能力を持たないことにある。

全体として取り組むということは、参加メンバーが各々の所掌業務の枠を超えて、論理的、客観的に議論を尽くしたということではないと見るべきである。

海外移転の審議でイニシアチブをとるのは外務省であろう。あらゆる国家活動に関わる外交交渉を担当し、国際関係に関する情報を最も有し、かつ安全保障を所掌事務とするからである。外交政策と防衛政策は安全保障の骨幹であるが、我が国ではそのイニシアチブは外務省がとってきた。我が国が安全保障で堅持する「平和国家としての歩み」とか、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という理念は、外務省主導の産物であることは容易に推測できる。

しかしながら、一旦政府方針として閣議決定された国家安全保障戦略や移転三原則等が、だれの起案によるかの詮索はあまり意味がない。必要なのは、策定の経緯如何に囚われず、示された原則をあるがままにとらえ、客観的、論理的に紐解いていうことである。

全く正反対の解釈ができる原則は間違いである。また、該当する基準がないという理由で、抽象的表現で示された目的に照らして評価することや、行間から察するべきとの主張には、論理的、客観的な正当性はない。

政策の原則というものは、本質的に、その時々々の環境の変化や実情に合わせて変更しうるものである。それを金科玉条のものとして、現実に対処するための論理的、客観的な思考を停止する理由は見当たらない。

外交の責任、経済振興の責任、防衛の責任と、それぞれに従事する専門家は少なくない。今後の課題は、これらを束ね、総合的に分析・検討し、取りまとめる能力を有する人材の養成と確保である。



また、明確な責任と強力な権限を有する仕組みの構築も不可欠である。NSC がその役割を担うとされているが、文面通り実効的にその役割を果たすには、寄せ集めの組織から脱却しなければならない。

## (2) 規制すべき装備品等（武器及び武器技術）の基準

防衛装備移転三原則は、武器を直接戦闘の用に供されるものに限定しており、どの装備品等が武器に該当するか明示する必要がある。戦闘力は有形無形の多くのものが関わりあって結集した総合的な力である。総合的なものであるから、何処までが直接戦闘に供するものかというような区分けは難しい。

武器は単体で機能するものもあるが、その多くは、機能を有効に発揮するために、武器システムとして構成されている。直接戦闘の用に供するものとしては、武器システムとして捉える必要がある。

防衛装備の製造に必要な物資・器材・技術の多くが軍民両用である。これらの技術の組合せは無限にあり、ある技術が武器に転用される可能性を否定することは極めて難しい。

また、どのような技術が優れた武器システムの開発につながるかといったことも、技術と武器システムに関する高度の専門的知識と技能を併せ持たねばならないことから極めて難しい。

さらに汎用品の兵器転用防止という言葉にあるように、いかなるものも、たとえそれが平和的な目的で開発された技術、製品であっても、武器として使用すれば有効な武器となり得る。これを見極めることは極めて難しい。

対象とする武器とその技術について、貨物・技術のマトリックス表と同様に、その細部について具体的に示しておく必要がある。しかし、武器のスペックは防衛上の秘密に該当するものが多く、公表できないし、誰でも簡単にアクセスできるものでもない。具体的なリストやマトリックス表の必要性に対して、防衛上の秘密をどう取り扱うかが課題となる。

以上のことから、あらゆる技術の武器システムへの適用を見極めて、規制すべき武器や技術の基準を設定することは極めて難しいといえる。これを実現するには、かなりの規模の技術専門集団を擁する必要がある。我が国でそのような人材の資源配分は極めて難しい。

### (3) 仕向先及び最終需要者の適切性

仕向先及び最終需要者の適切性を判断する基準も極めて重要である。安全保障貿易管理では次のようなリストや地域を公開している。装備品等の海外移転に際しても、国連や国際輸出管理レジーム等のリストを基準とし、我が国独自の基準に基づくリストを作成する必要がある。

#### ① 外国ユーザーリスト

貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を参照用として、経済産業省が公開しているリストである。このリストは禁輸リストではないが、輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となるというものである。

#### ② ホワイト国

「輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域」の俗称。大量破壊兵器等に関する条約に加盟し、輸出管理レジームに全て参加し、キャッチオール制度を導入している国をいう。ホワイト国を最終仕向地とする輸出については規制対象外であるが、ホワイト国を経由し、非ホワイト国を最終仕向地とする輸出については規制対象である。

(アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの合計27ヶ国。)

#### ③ 国連武器禁輸国・地域

国合安全保障理事会決議によって、武器輸出を禁止する措置がとられた国々または地域の総称。日本においては「輸出貿易管理令 別表第3の2」で指定する国と地域である。

(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン)

### (4) 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

安全保障上及ぼす懸念とは、国家安全保障戦略に示す「我が国の国益」を守り、「国家安全保障の目標」の達成を図る上での懸念である。

その懸念は、国家安全保障戦略に示す「我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題」から、次のように整理できるが、その程度を基準化することも、今後の課題である。

① 中国の国際社会におけるパワーポリティックスが巨大化

十分な透明性を欠いた中で軍事力を広範かつ急速に強化しており、東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際秩序とは相容れない、力による現状変更の試みとみられる対応を示し、領域主権や権益等をめぐる対立が激しくなっている。

我が国との関係においては、尖閣諸島問題及び同諸島付近の領海侵入並びに本土領空侵犯の活発化や、歴史認識問題（歴史教科書問題、靖国神社参拝問題、南京大虐殺論争、慰安婦問題等）、排他的経済水域内における油田開発問題等、多くの安全保障上の課題が存在する。

② 大量破壊兵器等の拡散の脅威

大量破壊兵器・弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上が進んでおり、国際テロ組織を始めとする非国家主体による大量破壊兵器等の取得・使用が深刻な脅威となっている。

③ 国際テロの脅威に直面

国際テロ事件は世界各地で発生、国際テロの拡散・多様化が進んでおり、我が国も攻撃対象となっており、国内外において、国際テロの脅威に直面している。

④ 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク

- ・海洋において、各国の利害が衝突する事例が増加しており、海洋における衝突の危険性や更なる不測の事態に発展する危険性が高まっている。
- ・我が国の、特に石油エネルギーのシーレーンは、多数の沿岸国、すなわち中東諸国、インド、東南アジア諸国連合（ASEAN）、台湾、中国等と関わりを持っている。これらの沿岸国は、我が国との関係を含み、複雑で不安定な国家関係を構築しており、シーレーンは、沿岸国間の紛争や領有権・権益をめぐる対立や海賊の脅威等により、脆弱性が高まっている。
- ・宇宙空間の混雑化、宇宙ゴミの増加や宇宙空間の軍事利用の動き等、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を妨げるリスクがた増加している。
- ・国家秘密情報の窃取、社会インフラの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等のリスクが深刻化している。

⑤ 「人間の安全保障」に関する課題

貧困、保健、環境、食料安全保障、人道上の危機等の「人間の安全保障」に関

する地球規模の問題が重要かつ緊急な課題として存在している。

⑥ リスクを抱えるグローバル経済

- ・経済危機が世界経済全体に伝播するというリスクが極めて高い状態にある。
- ・資源ナショナリズムが高揚しており、エネルギー・鉱物資源の獲得競争が激化する傾向にある。

③ 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為

核開発・大量破壊兵器・弾道ミサイルの能力増強や挑発行為が地域の緊張を増大している。特に米国本土を射程に含む弾道ミサイルの開発や、核兵器の小型化及び弾道ミサイルへの搭載の試みは、脅威を質的に深刻化させている。我が国にとって拉致問題は喫緊の課題となっている。

(5) 国際輸出管理レジームのガイドライン等で総合的に判断

国際レジームとは、特定問題領域に対して各国が同意した上で行動のルールや紛争の処理方法を定める制度をいう。安全保障貿易管理に係わる国際的な枠組みとしては、国際条約と国際輸出管理レジームがあり、各国が協力し安全保障貿易管理に関する取り決めをおこなっている。

我が国は、この合意による枠組みに基づき、外国為替および外国貿易法ならびに輸出貿易管理令等により、輸出規制を実施している。

現在、安全保障貿易管理の国際的枠組みとしては、通常兵器と大量破壊兵器に関連する4つのレジームがある。表4.1にその概要を示す。

表 4.1 国際輸出管理レジーム

レジーム名	概 要
通常兵器関連の ワッセナー・アレンジメント (WA)	通常兵器の過剰な蓄積の防止を目的に、通常兵器及びその開発・製造・使用に供されるおそれのある汎用品（デュアルユース品）の輸出管理の枠組み
核兵器関連の 原子力供給国会合（NSG）	ロンドン・ガイドライン 供給国と受領国とで核兵器転用防止のための措置が講じられない限り核原料物資や原子炉、重水素等の原子力専用物資の輸出を認めない
	ロンドン・ガイドライン・パート2 核兵器の開発等にも使用される特定の工作機械や繊維材料などの汎用品の輸出規制を目的とする

化学兵器と生物兵器関連の オーストラリア・グループ (A G)	イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として、化学兵器関連の化学製剤原料の輸出規制を合意。その後、化学兵器製造設備や生物兵器関連資機材に規制対象を拡大。
ミサイル関連 機材・技術輸出規制 (MTCR)	ロケット、無人航空機等とそれらの関連資機材等について規制

#### (6) 我が国の安全保障貿易管理制度

我が国においては、安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、「外国為替及び外国貿易法」に基づき実施しており、「輸出貿易管理令」等により、輸出規制を行っている。

我が国の安全保障貿易管理制度をとりまとめ、表 4-3 に示す

表 4-3 我が国の安全保障貿易管理制度

リスト規制	大量破壊兵器やその他の通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い特定の機微貨物・技術をリスト化して規制
	武器または前述のレジームで合意した高度技術汎用品に対し、仕向地域に関係なくリスト規制対象品目リスト「輸出貿易管理令別表第 1」に定める貨物、「外国為替令別表」に定める技術で、省令に定める特定の仕様のもは全て経済産業省の輸出許可が必要。
キャッチオール規制	大量破壊兵器および通常兵器の開発等に用いられるおそれのある貨物・技術について、リスト規制品以外にも用途・需要者により規制
	リスト規制非該当品であっても、食料品、木材等の一部を除いて、全てのものに対し、用途、需要者により許可申請要否が決まる。(仕向地は輸出管理徹底国<ホワイト国、全 27 カ国>を除く全ての国、地域)
積替規制	仮陸揚げ貨物に対する規制
	わが国に仮に陸揚げした貨物について、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合には、経済産業省の許可が必要になる場合がある。
仲介貿易・技術取引規制	三国間貿易に対する規制
	外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借または贈与において、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合には経済産業省の許可が必要になる場合がある。

## 5 適正管理の確保

### 要旨

- (1) 原則として目的外使用及び第三国移転について、我が国との事前同意を相手国政府に義務付ける。
- (2) 次の掲げる場合は、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。
  - ① 平和貢献、国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合
    - ・ 緊急性、人道性が高い場合
    - ・ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
    - ・ 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合
    - ・ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
  - ② 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合
  - ③ 部品等をライセンス元に納入する場合
  - ④ 移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
  - ⑤ 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
  - ⑥ 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合
    - ・ 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等

適正管理を確保するために、目的外使用及び第三国移転について、我が国との事前同意を相手国政府に義務付けることを原則とし、仕向先の管理体制を確認することで、それによらなくても良い場合について示している。

安全保障の同盟関係には、約束の不履行と、自国と関わりのない紛争に巻き込まれるというジレンマがあるというのが一般的である。同盟関係にあっても、二国間の約束、すなわち義務を履行しないということは大いにあり得ることである。義務の履行を強制できる何らかの力を持たない限り、義務付けるという原則に、意味があるとは思えない。

## 6 審査にあたっての手続き

### 要旨

- ① 国家安全保障会議での審議
  - ・ 移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき
  - ・ 仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要する

とき
② 国家安全保障会議幹事会での審議 ・同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき
③ 関係省庁間（内閣官房国家安全保障局、外務省総合外交政策局安全保障政策課、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課、防衛省経理装備局装備政策課）での連携 ・総合的な判断が必要であることから、案件に係る調整、適正管理の在り方において緊密に連携して対応する
④ 国家安全保障会議で審議された案件については、情報の公開を図る

## (1) 防衛装備の海外移転に関わるアクター

防衛装備の海外移転に関わる主要なアクターを表 6-1 に示す。

表 6-1 海外移転に関わるアクター

アクター	主要な役割
企業	防衛生産・技術基盤（装備品の技術・研究・開発・生産の主体）
防衛省	防衛・警備、自衛隊の行動、自衛隊の編成・装備、情報の収集、装備品等の調達・補給・管理、装備品等の研究開発等
外務省	外交政策（安全保障、対外経済関係、経済協力、国際交流）、外交交渉・協力、国際機関等への参加・協力、条約その他の国際約束の締結、国際情勢の情報収集・分析、外国・国際機関等の調査、海外法人の生命・身体の保護・安全等
経産省	経済・産業政策、民間経済活力の向上、民間の技術開発環境の整備、通商政策、外国為替の管理（安全保障貿易管理）
国家安全保障会議	国家安全保障に関する重要事項の審議、内閣総理大臣に対する意見具申

（主要な役割は各設置法所掌事務より抜粋）

## (2) 移転手続きの概要

装備品等の海外移転のトリガーは、我が国自身の発意と海外からの要求によるものがある。我が国自身の発意とは、装備品等の海外移転を経済政策の一環として捉え、経済的貢献を期待するもので、民生品と同様に、国際社会の武器市場に装備品等を売出して

顧客を得ようとするものである。これには企業、防衛省、経産省が主たるアクターとなる。

海外からの要求のトリガーは、外国企業や政府、政府機関等からなされる、公式/非公式の打診である。その打診は、それぞれのアクターとの様々な活動や交流、対話等の機会を通じてなされる。打診を受けたそれぞれのアクターは、自分の利益やそれぞれの所掌事務等を遂行するために部内で検討する。

すなわち、企業は企業経営上、防衛省は防衛生産・技術基盤の維持や平和貢献・国際協力の任務遂行上、外務省は外交政策や安全保障政策、国際機関等との協力上、経産省は経済・産業政策上、そして国家安全保障会議は国家戦略上という理由や観点からである。

企業が窓口となった案件は、自衛隊の能力に関わることから、防衛省を抜きに企業独自で判断し、輸出許可申請の手続きに入ることはあり得ない。この案件は、防衛省窓口案件として、省内での検討を経て、政府全体として対応すべきものとしてアクターが連携して取り組むことになる。

また、政府機関であるアクターそれぞれが窓口となった海外移転の案件は、アクター内での検討を経て、政府全体として取り組み、内容に応じて国家安全保障会議で審議されることになる。

国家安全保障会議の審議で移転を認めることになった場合、国家間の様々な取極めの交渉と装備品等の具体的な取引に関する交渉に入る。防衛省自衛隊が保有もしくは使用中の装備品等については、政府自身が取引交渉となるが、装備品等を新造する場合は企業に委託することになる。

企業は相手企業または相手国調達機関と価格を含む具体的な契約交渉に入るが、この交渉が成り立たなければそもそも海外移転は成り立たない。ただその案件が我が国の安全保障上重大であるならば、その価格補填を国が行うということも考えられる。

我が国は工場を持たずその役割を民間に依存していること、また装備品等に使われている技術を軍用技術とか民生用技術とか区別が難しくなっていることから、装備品等の海外移転については、その打診の段階から審議・審査、実施にいたる業務のあらゆる段階で、あるいは場面で、関係企業を巻き込んで行くということが必要となると考える。

装備品等の海外移転は、国の事業である。外国政府の要請に基づくものは無視できないとしても、企業の発意による移転要請に対して、国がどこまで真剣となって取り組むかであるが、その責任は防衛省にある。



国家安全保障会議で審議された案件は情報の公開を図るとされているが、民間発意の案件について、防衛省で審議されたものは情報公開の対象とすべきであるとする。このためには少なくとも、相談や申請が防衛省の窓口段階で拒絶されることがあってならない。安全保障貿易管理にあるように、申請の要件を明示したうえで、申請書が形式上それを満足しているものは受理するということをしない限り、審議にかけられないからである。

## まとめ

防衛装備移転三原則の要点は、防衛装備の海外移転に当たっては、国家安全保障会議で厳格な審議を行い、その結果を踏まえて、経産省で外為法に基づく審査を行うことである。防衛装備について、従来は政府が個別の必要性に応じ例外化措置で対応してきたところを、今後は国家安全保障会議で行うというものである。移転を認め得る場合を限定しており、武器輸出の規制緩和を目指すものではない。策定の趣旨のとおり原則を定めたものである。

武器輸出は安全保障上と経済産業の面から意義があり、国際社会では武器の生産・技術基盤の維持や、国家経済振興のための武器輸出が重視される状況にある。我が国でも防衛生産・技術基盤維持の問題は深刻であり、防衛上の要求と産業振興上の期待から、武器輸出規制緩和の強い要望が産業界にある。防衛装備移転三原則はこれに答えていなく、防衛生産・技術基盤の維持の問題は棚上げされた状態にある。

我が国は工場を持たず、その役割を民間に依存している。それを一般的に防衛産業と称しているが、我が国では防衛事業に専従する企業は存在しない。そしてほとんどの企業は民生事業を主として経営が成り立っている。防衛が儲からなければ、何時でも、防衛事業から撤退するという企業経営の裁量に依存している。国内受注量の減少を国外輸出で補い、防衛事業の売り上げを確保したいという防衛産業界の要望は、自分のためでもあるが、本来、防衛生産・技術基盤を維持することは、防衛政策の重要な課題である。

防衛装備移転三原則を策定するにあたって、防衛上直面している課題はどう検討されたのだろうか。意図的に除外されたのか、それとも、結果的に反映されなかったのか。あるいは、移転三原則に従えば、実質的に規制緩和となるとしてその表現を略したものなのか。

我が国にあっては、安全保障政策、特に防衛政策において「平和国家の歩みを堅持する」というバイアスが、きまって軍事的合理性を「抑制」する働く。平和国家の歩みを堅持することが、最良であったかということは検証されていないし、将来にもそうであるとする根拠はない。

戦後、我が国が戦争や紛争に巻き込まれなかったことをもって、平和国家の歩みを堅持した成果とするにはかなり無理がある。我が国は米国の世界戦略に組み込まれ、安全保障や防衛のほとんど全てを米国に依存してきた現実がある。戦争を未然に防止できるのは、強力な軍事力を背景とした抑止力にはほかならない。日米同盟を基軸とした防衛がその証左である。国防を他国に依存し、自らは必要な軍事力を保持しないことをもって、平和国家の歩みとし、それをことさらに主張することは決して適切であるとはいえない。

移転三原則を実効あるものとする今後の課題は、国家安全保障会議における具体的な審議基準の策定と経産省における審査基準となる武器及び技術の細部リストと武器・技術のマトリックス表の策定に絞られる。

この基準の策定こそが、我が国において、外交政策、経済産業政策等と防衛政策を結びつける、初めての試みとなる、極めて重要な意義を持つものであると考える。したがって、論理的思考と客観的分析・検討を妨げ、思考を停止させるようなバイアスは、ともかくも排除して、問題解決の可能性を秘めた様々な提案や議論により、明確な基準が示されることを大いに期待するものである。

政府はこれまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をおこなった。これは、現政府が行ってきた、「国家安全保障会議(NSC)」の設置、「国家安全保障戦略(NSS)」の閣議決定、防衛大綱及び中期防衛計画の策定、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による安全保障の法的基盤の再構築の検討等、安全保障政策の取組みの一つの結論を示したものといえる。この決定は、戦後の防衛政策を180度方向転換するものと一般に捉えられている。それはさておき、国家の安全保障や防衛について、国民の知的基盤を強化し、社会的基盤を強化するために、情報発信を強化し、できるだけオープンで、丁寧に説明するという姿勢は大いに歓迎するものである。

原則とはいえ完璧なものはないし、不変である必要もない。防衛装備移転三原則もありであり、是非活発な議論とあるべき姿を追求し、我が国の安全保障に万全を期すことを期待するものである。

参考文献等

- 1 防衛装備移転三原則  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033552.pdf>
- 2 防衛装備移転三原則の運用指針  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033553.pdf>
- 3 防衛装備移転三原則について  
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/bouei5.pdf>
- 4 安全保障貿易管理  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html#howaitokoku>
- 5 安全保障貿易管理ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 6 外国為替及び外国貿易法  
[http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%8aO%8d%91%88%D7%91%D6%8b%82%D1%8aO%8d%91%96f%88%D5%96@&H\\_NAME\\_YOMI=%82%A0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_FILE\\_NAME=S24HO228&H\\_RYAKU=1&H\\_CTG=1&H\\_YOMI\\_GUN=1&H\\_CTG\\_GUN=1](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8aO%8d%91%88%D7%91%D6%8b%82%D1%8aO%8d%91%96f%88%D5%96@&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S24HO228&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)
- 7 輸出貿易管理令  
[http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%97%41%8f%6f%96%66%88%d5%8a%c7%97%9d%97%df&H\\_NAME\\_YOMI=%82%a0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_FILE\\_NAME=S24SE378&H\\_RYAKU=1&H\\_CTG=1&H\\_YOMI\\_GUN=1&H\\_CTG\\_GUN=1](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%41%8f%6f%96%66%88%d5%8a%c7%97%9d%97%df&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S24SE378&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)
- 8 許可申請手続きの概要  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>
- 9 リスト規制  
    (貨物) 輸出令別表第1のマトリクス表  
    (技術) 外為令別表のマトリクス表  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
    キャッチオール規制  
    対象貨物：輸出令別表第1 第16項

対象技術：外為令別表 第 16 項

- <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>
- 10 リスト規制  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>
- 11 キャッチオール規制  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>
- 12 輸出貿易管理令の運用について  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/tutatu24fy/nyou\\_tutatu.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/nyou_tutatu.pdf)
- 13 キャッチオール規制に係る手続きフロー図（例；貨物輸出の場合）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>
- 14 客観要件確認シート（フロー図に従って客観要件を確認するための参考様式）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>
- 15 輸出管理用語集  
<http://www.cistec.or.jp/export/yougosyuu/index.html>